

公 告

2018年6月12日に開催したコープぎふ第20回通常総代会において、次の基準で利用分量割戻金及び出資配当金に応ずる割戻し実施を決議したのでお知らせします。

記

1. 利用分量割戻金及び出資配当金に応ずる割戻しの対象者
2018年6月12日現在のコープぎふの組合員。
(利用分量割戻金及び出資配当金は以下「割戻金及び配当金」)
2. 割戻しの対象となる利用分量割戻金
2017年3月21日から2018年3月20日までの利用高に対して0.2%を割戻します。
 - ① 共済事業、介護保険サービス、引越・貸衣装等のサービス事業・住宅事業等のご利用分は除きます。
 - ② 定款により1円未満の端数は切り捨ててあります。
3. 割戻しの対象となる出資額
2018年3月20日現在の出資金に対して年利0.3%の出資配当金をお支払いします。
 - ① 1口(1000円)に満たない出資預り金は出資配当金の計算対象とはなりません。
 - ② 出資期間が1年間に満たない場合は月割計算を行います。1ヶ月に満たない出資期間については切り捨ててあります。
 - ③ 定款により1円未満の端数は切り捨ててあります。
 - ④ 上記の方法により計算した出資配当額から復興特別所得税0.42%を含む20.42%の源泉税額を控除します。
4. 割戻金及び配当金の割戻しに関する組合員のみなさんへのお知らせ
 - ① グループ購入・JSS・コープステーション・コープ宅配利用の組合員は、割戻金及び配当金のご案内用紙を7月9日以降の商品お渡し時にお届けします。
 - ② 上記以外の組合員には、7月6日以降、郵送でお届けします。
5. 割戻金及び配当金のお支払い方法
「出資金へ振り替えさせていただく方法」と「現金支払い請求によるお支払い方法」が、あります。
 - ① 出資金へ振り替えさせていただく場合は、組合員のみなさんからの支払い請求は不要です。請求期間7月7日から8月11日終了後、9月20日に自動的に出資金へ振り替えさせていただきます。
 - ② 現金で割戻金及び配当金の支払い請求をされる方は請求期間までに請求用紙にお名前をご記入のうえ、割戻金及び配当金のご案内用紙を添付し下記にご請求ください。
 - 1) グループ購入・JSS・コープステーション・コープ宅配利用の組合員は、担当者・サポートが請求用紙を常備しておりますのでお申し出ください。請求期間終了後に現金でお返しいたします。
 - 2) 店舗組合員の方は、サービスカウンターに請求用紙を用意しておりますので、お申し出ください。ご本人であることを確認させていただくため、組合員証カードのご提示をお願いします。現金でお返しいたします。
 - 3) 夕食宅配利用の組合員は、下記(問い合わせ先)まで直接お問い合わせください。

以上

2018年6月21日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1

生活協同組合コープぎふ

理事長 大坪 光樹

(問い合わせ先) 管理部経理グループ

TEL 058-370-6862

(土・日曜日を除く9:30から17:30)